

じゅう

什器・備品損害補償

(財産補償特約・持出財産補償特約セット 介護保険・社会福祉事業者総合保険)

特 長

所有または使用している建物内に収容の什器・備品や、建物内から日本国内に一時的に持ち出されている間に、火災、落雷、破裂・爆発や、その他の不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合に、保険金をお支払いいたします。(業務用通貨や業務用預貯金証書等は盗難のみ補償)

注意

当該オプションは居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険にセットしてお引き受けをさせていただきます。(単独のご契約はできません)
ステーション賠償責任保険に什器・備品損害補償をセットする場合、ステーション賠償責任保険+居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険+財産補償特約・持出財産補償特約セットでの引受となります。

○火災



失火やもらい火による火災の損害を補償

○落雷



落雷による損害を補償

○破裂・爆発



ガスもれによる爆発などの損害を補償

○破損・汚損等



誤って什器を壊した場合などの偶然な事故による損害を補償

保険の対象

被保険者が所有または使用する日本国内に所在する保険証券記載の施設敷地に所在する建物内に収容される(保険証券において、建物を指定した場合はその建物内に収容される)設備・什(じゅう)器等とします(火災保険における「明記物件」はありません。)

ただし、次に掲げる物は、保険の対象に含みません。

- ・組立・据付中の機械、機械設備または装置
 - ・工所用仮設物、建築用仮工事の対象物
 - ・海上に所在する建物に収容される動産ならびに設備・装置
 - ・船舶、航空機および自動車ならびにこれらに定着(ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。)または装備されている付属品(船舶、航空機および自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている物、法令に従い備えつけられている物またはこれらの中でのみ使用することを目的として固定されている電子式航法装置もしくは自動車のETC車載器等をいいます。)
 - ・電車、機関車、客車、貨車等
 - ・通貨、小切手、電子マネー(決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。)、株券、手形、その他の有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等(鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。)その他これらに類する物 など
- (注) ただし、業務用の通貨、預貯金証書、印紙、切手または小切手に、盗難による損害が生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。

保険金をお支払いする場合(主なもの)

①損害保険金

次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について発生した損害に対して、損害保険金を支払います。

- (ア) 火災、落雷または破裂もしくは爆発
- (イ) 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災(洪水、高潮等を除きます)、雹災または豪雪、雪崩等による雪災(融雪洪水を除きます)(損害の額が20万円以上となった場合に限り。なお、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象すべてについて、一括して行います。)
- (ウ) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵(じん)、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは上記(イ)もしくは下記(キ)に掲げる事故によって発生した損害を除きます。
- (エ) 給排水施設(スプリンクラー設備・装置を含みます。)の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の者が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれ。ただし、上記(イ)もしくは下記(キ)の事故によって発生した損害は含まれません。
- (オ) 騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- (カ) 盗難によって保険の対象について発生した盗取、損傷または汚損の損害
- (キ) 水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮、土砂崩れ等をいいます。以下同様とします。)によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合
 - ① 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が発生した場合
 - ② 保険の対象を収容する建物が、床上浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。以下同様とします。)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象にそれぞれの再調達価額の15%以上30%未満の損害が発生した場合
 - ③ 上記①および②に該当しない場合において、保険の対象を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生したとき
- (ク) 上記(ア)から(キ)までの事故のほか、不測かつ突発的な事故(上記(ア)から(キ)までの事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません。)によって保険の対象について発生した損害。ただし、凍結によって専用水道管について発生